

【任意継続組合員の方へ】

# 任意継続組合員の皆様に 今後のスケジュールをお知らせします



## 全ての任意継続組合員の方へ

平成26年分の掛金の収納証明書を送付します…………… 1月下旬発送 **申込不要**

平成26年1月から12月の間に公立学校共済組合が収納した任意継続掛金について、証明書を送付します。  
確定申告をされる際に、社会保険料控除欄に記入する金額の参考としてご利用ください。

## 平成27年4月以降も任意継続組合員の方へ

① 平成27年度の掛金の払込取扱票を送付します…………… 3月中旬発送 **申込不要**

平成27年3月中旬に平成27年度任意継続掛金の掛金額決定通知書と、払込取扱票を送付いたします。  
任意継続掛金は、退職時の給料をもとに算出されているため、原則として2年目で掛金が大幅に減額されることはありませんのでご注意ください。

※なお、平成27年10月から、標準報酬制への移行に伴い公立学校共済組合の掛金算定方法が変更となりますが、任意継続掛金については未定です。変更があった場合は、あらためてお知らせいたします。

② 平成27年度の掛金の払込方法の変更について…………… 2月6日まで(消印有効) **申込必要**

平成27年度の任意継続掛金の払込方法は原則として、前年度と同じ方法になりますが、掛金払込方法の変更を希望される場合は、**平成27年2月6日(金)までに郵送にてお申込みください。**  
※払込方法は平成27年4月分から変更になります。 ※払込方法の変更手続きは、年1回この時期のみです。

**申込方法** 次の事項を記入の上、書類送付先へ郵送でお申込みください(様式は問いません)。

ア. 任意継続組合員証番号 | ウ. 連絡先電話番号(日中連絡の取れる電話番号)  
イ. 氏名 | エ. 希望する払込方法\*



※払込方法は下記①から④の中から選んでください。

①口座振替(毎月引落) 新たに口座振替を希望する方には、後日、口座番号等を指定していただく用紙をお送りいたします。金融機関は、みずほ銀行のみとなります。

②納付書(毎月払い)

③納付書(半年払い) 約1%割引

④納付書(1年払い) 約1.8%割引

1年払い又は半年払いで、  
前納すると割引があります。

**書類送付先** 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 公立学校共済組合東京支部 福利厚生課経理係

## 平成27年3月末で任意継続組合員期間が満了となる方へ

資格係(03-5320-6826)から平成27年3月下旬に資格喪失証明書を送付しますので、4月1日以降に次の健康保険に加入する手続きをしてください。…………… 3月下旬発送 **申込不要**

問合せ先 福利厚生課経理係 | **03-5320-6822**